

# 児童・青少年健全育成事業 助成要項

【助成対象事業年度：令和5年度】

## 1 目的

将来、阿賀野市民の中核となる小学生・中学生・高校生に対し、社会福祉への理解を深めてもらうことはもとより、地域への社会奉仕の自主的活動に結びつく素地づくりを図るために助成を行う。

## 2 対象団体

阿賀野市内の小・中・高等学校並びに、学校内の委員会、部活等

## 3 対象事業

### (1) 対象事業

#### ①社会福祉についての学習・調査・研究事業

高齢者疑似体験・車イス介助・手話・点字等の体験学習 / 福祉講演会の開催 / 福祉問題に関する発表会の開催 等

#### ②社会福祉施設への訪問事業

高齢者施設や障がい者施設、幼稚・保育・こども園等での利用者との交流 / 施設見学 / ボランティア活動 等

#### ③地域における環境保全事業

通学路・公共施設などのクリーン作戦 / 市内名所や河川・里山等の環境保全活動 等

#### ④地域交流事業

学校行事への地域住民招待活動 / 地域で生活している高齢者や障がい者との交流活動 / 地域文化を通じた地域住民との交流活動 / 福祉団体やボランティア団体との情報交換活動 等

#### ⑤その他、社会福祉の理解を深めることを目的とした事業

※ ①～⑤において各種募金運動、ペットボトルキャップ・リングプル等の収集活動、福祉とは無関係の学校行事、学校施設内の環境保全・美化活動は対象となりません。

### (2) 対象経費

事業実施に係る事業費並びに備品整備費とし、詳細については地域助成対象経費科目区分表【1】(別紙)の範囲内とする。

### (3) 次に掲げるものは助成の対象としない

#### ①政治、宗教、神事、営利を目的とした事業

#### ②会員、構成員同士の親睦のみを目的とした事業

#### ③飲食代が主体となる事業

#### ④団体、グループ等の運営費

#### ⑤新潟県共同募金会が実施する広域助成と重複して申請する事業

#### ⑥阿賀野市社会福祉協議会が赤い羽根共同募金を財源として助成している事業

## 4 対象事業年度

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施する事業）

## 5 助成基準

事業の必要性、緊急性、先駆性、並びに助成金の必要性、適正性を重視し、助成総額内で助成を行う。

- (1) 助成総額 60万円
- (2) 助成額 1校1事業5万円を上限とする。

## 6 応募方法

### (1) 募集期間

令和4年4月28日（木）～令和4年5月24日（火）

### (2) 応募手続き

所定の申請書（様式2）に次の添付書類を添えて、阿賀野市共同募金委員会へ提出する。

- ①助成要望事業計画書（様式2-2）
- ②定款・会則・運営要綱・規約（団体の内容がわかるもの）
- ③令和3年度事業報告書・決算書
- ④令和4年度事業計画書・予算書
- ⑤会報・チラシ・パンフレット（活動の様子がわかるもの）
- ⑥見積書、カタログ（備品申請の場合）

## 7 審査

阿賀野市共同募金委員会助成審査委員会において申請内容の審査を行い、同会の運営委員会並びに新潟県共同募金会理事会・評議員会にて助成の可否及び助成金額を決定のうえ、申請団体へ通知する。

## 8 助成金の交付

阿賀野市共同募金委員会が主催する助成決定交付式終了後に交付する。（令和5年6月予定）

## 9 助成事業の変更

助成決定後、止むを得ざる事情により助成事業を変更する場合は、助成金変更申請書（様式9）により承認を受けなければならない。

## 10 事業報告

助成事業終了後に事業完了報告書（様式8、8-2）及び関係資料を提出する。

## 11 助成金の返還

次のいずれかに該当する場合は助成金の全額または一部の返還をしなければならない。

- (1) 助成事業を中止した場合
- (2) 助成金を他の事業に流用した場合
- (3) 事業運営が著しく不全と認められる場合
- (4) 助成事業が計画通り完了しない場合（助成金に余剰金が生じた場合）

(5) 承認を受けずに助成の対象となった事業計画を変更して事業を実施した場合

1.2 助成事業の明示等

(1) 助成を受けたときには「赤い羽根共同募金」の助成であることを明示すること。

(2) 共同募金運動の趣旨について理解、共感し、積極的に参画、推進すること。

1.3 申請書提出・問合せ先

阿賀野市共同募金委員会

〒959-2123 阿賀野市姥ヶ橋669番地 (阿賀野市役所 京ヶ瀬支所内)

TEL 0250-67-9203 / FAX 0250-67-9204